

テーブルマーク株式会社の産業競争力強化法に基づく事業再編計画の認定について

農林水産省は、テーブルマーク株式会社から提出された「事業再編計画」について平成26年3月19日付けで認定を行いました。

1. 事業再編計画の概要

テーブルマーク株式会社は、冷凍・常温加工食品に係る事業を会社分割により100%子会社であるティーエム株式会社（平成26年4月1日付けで「テーブルマーク株式会社」に商号変更予定）に承継させる吸収分割を行います。これにより、子会社の財務体質の健全化を図り、これまで以上に事業運営に専念できる体制とすることで、企業価値の更なる向上を目指します。

2. 事業再編計画の認定

テーブルマーク株式会社から提出された「事業再編計画」について、産業競争力強化法第24条第5項に基づき審査した結果、同法第2条第11項に規定する事業再編を行う者として、同法で定める認定要件を満たすと認められるため、平成26年3月19日付で事業再編計画の認定を行いました。今回の認定により、会社分割に伴う増資及び不動産の取得に係る登録免許税の軽減措置を受けることが可能となります。

(参考)産業競争力強化法の概要

本法律は、収益力の飛躍的な向上に向けた事業再編や起業の促進などの産業の新陳代謝を進めることで、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)に盛り込まれた施策を確実に実行し、日本経済を再生し、産業競争力を強化することを目的としています。

3. 事業再編計画の実施期間

開始時期:平成26年4月～終了時期:平成28年12月

4. 申請者の概要

名称:テーブルマーク株式会社

資本金:475億263万円

代表者:代表取締役 日野 三代春

住所:東京都中央区築地六丁目4番10号

<添付資料> (添付ファイルは別ウィンドウで開きます。)

[\(別添1\)テーブルマーク株式会社の事業再編計画のポイント\(PDF:217KB\)](#)

[\(別添2\)認定事業再編計画の内容の公表\(PDF:208KB\)](#)

— お問い合わせ先 —

食料産業局食品製造卸売課

担当者:食品第2班 平山、上田

代表:03-3502-8111(内線4112)

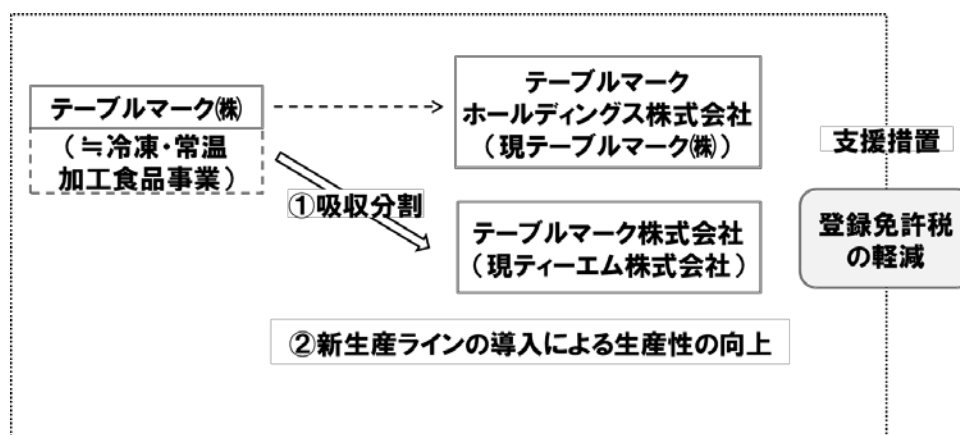
ダイヤルイン:03-3502-5747

FAX:03-3502-5336

(別添1)

テーブルマーク株式会社の事業再編計画のポイント

テーブルマーク株式会社は、平成26年4月1日に分割を行い、持株会社体制へ移行する。具体的には、テーブルマークが営む冷凍・常温加工食品に係る事業を会社分割により100%子会社であるティーエム株式会社(平成26年4月1日付で「テーブルマーク株式会社」に商号変更予定。以下、新TM)に承継する。吸収分割することにより、新TMの財務体質の健全性を図り、これまで以上に事業運営に専念できる体制とすることで、企業価値の更なる向上を目指す。



【生産性の向上】

- ・従業員1人当たり付加価値額を33.6%向上させる

【財務内容の健全化】

- ・有利子負債／キャッシュフロー 10倍以内
- ・経常収支比率100%以上

【前向きな取組】

- ・主力商品群を中心とする新規技術の開発および戦略的な新商品の投入により、トップライン(売上高)成長を実現していく。

【従業員の推移】

- ・1,575名(平成26年4月時点)→ 1,541名(平成28年12月時点、34名減)
(新規採用51名、出向受入17名、出向15名)
- ・定年退職48名、自己退職39名、解雇の予定はなし。

【計画期間】

- ・平成26年4月～平成28年12月

様式第十八 (第13条関係)

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

平成26年3月19日

2. 認定事業者名

テーブルマーク株式会社、ティーエム株式会社

3. 認定事業再編計画の目標

(1) 事業再編に係る事業の目標

テーブルマークグループを取り巻く事業環境は、国内の少子高齢化やライフスタイルの変化に伴う消費者ニーズの多様化、食糧の世界的需要の高まりを背景とした原材料の高騰、急激な為替変動など大きく変動しております。こうした中、持続的な利益成長を実現するためには、これまで以上に「変化への対応力」を備えた、機動的かつ競争力のある事業運営体制の構築が必要と認識しております。

当社グループは、平成20年7月のJT食品事業部門とテーブルマーク株式会社(旧株式会社加ト吉)の経営統合以降、冷凍・常温食品事業、調味料事業、ベーカリー事業からなる注力分野に専念できる事業基盤の再構築を進め、現在を“新たな「成長」ステージ”と位置付け、注力分野の着実な成長と市場におけるプレゼンスの早期確立・向上に向け、取り組んでおります。

このような状況を踏まえ、今般、会社分割により、テーブルマークグループの冷凍・常温加工食品に係る事業については、これまで以上に事業運営に集中できる体制とし、事業推進力を強化することが必要であると判断しました。

具体的には、テーブルマーク株式会社は「テーブルマークホールディングス株式会社」(以下、TMHD)に社名変更し、テーブルマーク株式会社が営む冷凍・常温加工食品に係る事業を、100%子会社「ティーエム株式会社」(「テーブルマーク株式会社」に社名変更。以下、新TM)に承継させる吸収分割を行います。その際、冷凍・常温加工食品事業に係る資産および負債を新TMに承継させることにより、新TMの財務体質の健全性を図り、社員の誇りとモチベーション向上に資すると考えております。

また、決裁権限規程等の意思決定プロセスについても、分社化に合わせ見直しを行い、新TMの責任と権限を拡大し、事業環境の急激な変化にも対応しうるよう意思決定をスピードアップさせていきます。併せまして、今回の見直しにより、新TM経営層および社員の当事者意識や責任感、自立性といったゴーイングコンサーンする企業には必要不可欠なマインドの醸成も企図しております。

なお、純粋持株会社となるTMHDについては、引き続きグループ全体の視点から監査、経営企画、食の安全管理などの機能を担い、グループ全体としての成長スピードを更に加速させてまいります。

(2) 生産性の向上を示す数値目標

平成28年度には平成24年度に比べて、従業員一人あたり付加価値額を33.6%向上させることを目標とする。

4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

① 計画の対象となる事業

冷凍・常温加工食品

<選定理由>

前述した事業統合以前より、うどんに代表される麺類、パックご飯に代表される米飯類は、旧(株)加ト吉の中核事業であった。統合後、麺類・米飯類に冷凍パンを加えた3商品群をステープル商品と位置づけ、売上の拡販、コスト競争力の強化等に取り組んできた。

新TMにおいても、ステープルの位置づけと重要性になんら変更はなく、引き続き、ステープルを含めた冷凍・常温加工食品事業により、成長スピードをさらに加速し、テーブルマークグループの発展を実現していく。

②実施する事業の構造の変更と分野又は方式の変更の内容

吸収分割することにより、新TMの財務体質の健全性を図り、これまで以上に事業運営に専念できる体制が構築される。

なお、当該事業再編による生産性の向上は当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれる。

また、当該事業分野は過剰供給構造にはなく、さらに一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでない。

(事業の構造の変更)

- ・ 冷凍・常温加工食品に係る事業の分社化(吸収分割方式)

<分割会社>

名称：テーブルマーク株式会社

住所：東京都中央区築地六丁目4番10号

代表者氏名：代表取締役 日野 三代春

資本金：475億263万円

<承継会社>

名称：ティーエム株式会社

住所：東京都中央区築地六丁目4番10号

代表者氏名：代表取締役 福田 浩之

分割前の資本金：2百万円

分割後の資本金：225億円

発行する株式を引き受ける者：テーブルマークホールディングス株式会社

分割予定日：平成26年4月1日

(事業の分野又は方式の変更)

ステープルを中心とする新規技術の開発および戦略的な新商品の投入により、トップライン(売上高)成長を実現していく。

(2) 事業再編を行う場所の住所

名称：テーブルマーク株式会社

住所：東京都中央区築地六丁目4番10号

名称：ティーエム株式会社

住所：東京都中央区築地六丁目4番10号

(3) 関係事業者・外国関係法人に関する事項

該当なし(計画は関係子会社の事業を含まないため)

(4) 事業再編を実施するための措置の内容

別表のとおり

5. 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：平成26年4月

終了時期：平成28年12月

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

(1) 事業再編の開始時期の従業員数（平成26年4月時点）

新TM 1550名

TMHD 25名

(2) 事業再編の終了時期の従業員数

新TM 1514名

TMHD 27名

(3) 事業再編に充てる予定の従業員数

新TM 1514名

TMHD 27名

(4) (3) 中、新規に採用される従業員数 51名

(5) 事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数

出向予定人員数

新TM 6名

TMHD 9名

転籍予定人員数 なし

解雇予定人員数 なし

7. 事業再編に係る競争に関する事項

該当なし

別表

事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第2条第11項 第1号の内容		
ロ 会社の分割	<p>①分割会社 名称：テーブルマーク株式会社 住所：東京都中央区築地六丁目4番10号 代表者氏名：代表取締役 日野 三代春 資本金：475億263万円</p> <p>②承継会社 名称：ティーエム株式会社 住所：東京都中央区築地六丁目4番10号 代表者氏名：代表取締役 福田 浩之 分割前の資本金：2百万円 分割後の資本金：225億円</p> <p>③発行する株式を引き受ける者： テーブルマークホールディングス株式会社</p> <p>④分割予定日：平成26年4月1日</p>	<p>租税特別措置法第80条第1項第3号（認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減）</p> <p>租税特別措置法第80条第1項第6号（会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減）</p>
法第2条第11項 第2号の要件		
イ 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供による生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成の変化	<p>ステーブルを中心とする新規技術の開発および戦略的な新商品の投入を予定している。</p>	